

受給資格期間の短縮に係る 年金請求のご案内の手引き (市区町村国民年金担当者用)

- はじめに … P 2
- 手続きに必要な要件など … P 3
 - 1. 受給資格期間
 - 2. 保険料納付済期間
 - 3. 保険料免除期間
 - 4. 合算対象期間
 - 5. 受給要件を満たす方法は？
- 年金の受取り内容 … P 13
 - 6. いつから受け取れる？
 - 7. いくら？ -年金額の計算-
 - 8. 増やす方法は？
 - 9. 振替加算
 - 10. 生計維持関係の認定要件
 - 11. 複数の年金を受け取る権利があるとき
- 請求書類 … P 23
 - 12. 必要書類
 - 13. 年金請求書の記載例
 - 14. 合算対象期間（カラ期間）の確認書類
- 請求書類の提出と重要事項の説明 … P 44
 - 15. 請求・相談窓口
 - 16. 請求後の流れ
 - 17. 重要事項の説明
- その他のよくあるご質問 … P 56
- (参考) カラ期間の確認に用いる様式について … P 57

平成29年2月

はじめに

- 平成29年8月より、納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという観点から、老齢基礎年金等の受給に必要な保険料納付済期間及び保険料免除期間等を合わせた期間（以下「受給資格期間」という。）が「25年」から「10年」に短縮されることとなりました。
- これにより、施行時に新たに受給権が発生した方からの請求が大幅に増大することが見込まれるため、受給資格期間が10年以上25年未満の方に対し、法施行前の平成29年2月下旬から平成29年7月上旬にかけて順次、日本年金機構から年金請求書（以下「期間短縮年金請求書」という。）をお送りします（返信用封筒は同封されません。原則、窓口での受付となりますが、事務センターへの郵送も可能です。）。
- また、平成29年3月から年金事務所・街角の年金相談センター（オフィスを含む。）において期間短縮年金請求書の事前受付（平成29年3月1日～平成29年7月31日）を行います。日本年金機構では、「ねんきんダイヤル」による予約相談の受付について、期間短縮年金請求書を送付する封筒や、同封するチラシ等で積極的にご案内しており、対象者の方に、年金事務所の窓口にお越しいただき、事前受付ができるよう、最大限の準備をしているところです。
- また、全ての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方の期間短縮年金請求書は市区町村においても事前受付を行っていただきます。老齢基礎年金の期間短縮年金請求書を事前受付する際は、この手引きを参考としてください。

(参考) 日本年金機構からお送りする期間短縮年金請求書の送付時期

	送付時期 (生年月日により異なります)	期間短縮年金請求書が送付される方 ※年金を受け始める年齢は男女で異なります
①	2月下旬～3月下旬	大正15年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
②	3月下旬～4月下旬	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
③	4月下旬～5月下旬	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日生まれ
④	5月下旬～6月下旬	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日生まれ【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日生まれ【男性】
⑤*	6月下旬～7月上旬	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日生まれ【女性】 大正15年4月1日以前生まれ

*国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑤の時期にお送りします。

手続きに必要な要件など

<ポイント>

- ・ 老齢基礎年金の受取り手続きにあたって必要な加入期間を確認します。
- ・ 合算対象期間などを含めて受給資格期間が25年を満たす場合、受給資格期間の短縮の法施行（平成29年8月1日）前に受給権が発生します。

No.1-1 受給資格期間

☑ 年金の受取りに必要な資格期間

①国民年金の保険料を納めた期間



②国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間（一部納付（一部免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること）



③昭和36年4月以後の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間



④第3号被保険者であった期間



⑤国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間など（合算対象期間）

<平成29年7月31日までは>

25年以上



<平成29年8月1日からは>

10年以上

Point!

法施行（平成29年8月1日）前の受給要件を満たす場合

- ✓ 合算対象期間等を含めて資格期間が受給に必要な25年（生年月日に応じた受給要件の資格短縮の措置に該当する場合は当該短縮の資格期間）を満たす場合、法施行（平成29年8月1日）前に受給権が発生します。

No.1-2 受給資格期間

✓ 平成29年7月以前に受給資格期間を満たしているか

資格期間は25年以上ありますか？

はい

既に受給資格期間を満たしており、平成29年7月以前から年金を受け取れる可能性があります。

いいえ

特例1

右の生年月日に応じて、資格期間は21年～24年以上ありますか？

- ・昭和2年4月1日以前・・・・・・・・・・21年
- ・昭和2年4月2日～昭和3年4月1日・・・・22年
- ・昭和3年4月2日～昭和4年4月1日・・・・23年
- ・昭和4年4月2日～昭和5年4月1日・・・・24年

はい

いいえ

特例2

右の生年月日に応じて、厚生年金保険または共済組合の加入期間が20年～24年以上ありますか？

- ・昭和27年4月1日以前・・・・・・・・・・20年
- ・昭和27年4月2日～昭和28年4月1日・・・・21年
- ・昭和28年4月2日～昭和29年4月1日・・・・22年
- ・昭和29年4月2日～昭和30年4月1日・・・・23年
- ・昭和30年4月2日～昭和31年4月1日・・・・24年

はい

いいえ

特例3

右の生年月日に応じて、40歳（女性・坑内員・船員は35歳）以後の厚生年金保険の被保険者期間が15年～19年以上ありますか？

- ・昭和22年4月1日以前・・・・・・・・・・15年
- ・昭和22年4月2日～昭和23年4月1日・・・・16年
- ・昭和23年4月2日～昭和24年4月1日・・・・17年
- ・昭和24年4月2日～昭和25年4月1日・・・・18年
- ・昭和25年4月2日～昭和26年4月1日・・・・19年

はい

いいえ

特例4

次の特例のいずれかに該当しますか？

- (1) 昭和29年4月以前から引き続き15年間に坑内員として実際に12年以上加入した。
- (2) 昭和61年3月31日までに漁船員の特例（実期間11年3カ月以上）を満たしている（ただし昭和27年4月1日以前生まれの方に限る）。
- (3) 退職共済年金の特例受給の資格期間を満たした。
- (4) 恩給など旧制度で老齢（退職）給付を受け取れる。

はい

いいえ

平成29年8月1日以降に受給資格期間を満たすことにより、平成29年10月以降に年金を受け取ることができます。

厚生年金保険の被保険者期間がありますか？

いいえ

老齢厚生年金は受け取れません。

はい

老齢厚生年金が受け取れます。

No.2-1 保険料納付済期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が10年以上であること。

10年以上

納付済期間

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

✓ 保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。

保険料納付済期間とは？

- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
 - 国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
 - 保険料免除期間について保険料を追納した期間
 - 保険料未納期間について保険料を後納した期間
 - 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間
-
- 第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間
 - 昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の被保険者期間、共済組合等の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間
-
- 第3号被保険者期間
 - ※ 3号該当届が2年以上遅れた場合は、3号特例届を行った日以後保険料納付済期間として認められた期間

No.3-1 保険料免除期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が10年以上であること。

10年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

免除期間



保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

1. 保険料免除期間

① 法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

➤ 加免-No.18

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。

➤ 加免-No.16

2. 納付猶予期間

① 学生納付特例

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。

➤ 加免-No.17

② 納付猶予

20歳以上50歳未満の方（学生を除きます）で、本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象となります。世帯主の所得は考慮されません。

※平成28年6月までは30歳未満、平成28年7月以降は50歳未満が納付猶予制度の対象となります。

➤ 加免-No.16

No.4-1 合算対象期間

<平成29年7月31日までは>

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間（以下、「納付済等期間」という。）、および合算対象期間の合計が25年以上であることが必要です。

25年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

合算期間

<平成29年8月1日からは>

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が10年以上であることに変更になります。

10年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

Point!

合算対象期間の確認が必要なのは？

- ✓ 合算対象期間を含めて資格期間が受給に必要な25年（生年月日に応じた受給要件の資格短縮の措置に該当する場合は当該短縮の資格期間）を満たす場合、法施行前に受給権が発生するため、合算対象期間の確認が必要です。

No.4-2 合算対象期間

資格期間が足りない場合について

平成29年8月1日からは「保険料納付済期間」と「保険料免除期間」に「**合算対象期間**」を加えた期間が**10年以上**あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすこととなります。

なお、**平成26年4月1日**から、**国民年金の任意加入被保険者期間**のうち**過去の保険料未納期間**についても合算対象期間に算入できる場合があります。

また、合算対象期間は年金の資格期間としてみなすことができますが、**年金額には反映されません。**

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の前日において、配偶者の老齢厚生年金などの加給年金額対象者であった人で、かつ、合算対象期間が**10年以上**ある場合には、老齢基礎年金の受給要件を満たすこととなります。
この場合、振替加算のみの老齢基礎年金が受給できます。

No.4-3 合算対象期間

合算対象期間一覧表

 : 合算対象期間

		昭和 36.4	昭和 37.12	昭和 55.1	昭和 57.1	昭和 61.4	平成 3.4
	被用者年金制度加入者	※1					
1	〃 (20歳未満または60歳以上)						
	〃 その配偶者						
2	被用者年金老齢年金 (満了) 受給権者						
	〃 その配偶者						
3	被用者年金受給資格満了者						
	〃 その配偶者						
4	被用者年金障害年金受給権者						
	〃 その配偶者						
5	被用者年金遺族年金受給権者						
6	国会議員						
	〃 その配偶者						
7	地方議会議員						
	〃 その配偶者						
8	学生 (高校・大学等)						
	学生 (専修学校・各種学校等)						
9	昭和36年4月以後の国籍等取得者 在日期間 ※4						
10	国籍等取得海外居住期間 ※5						
11	在外邦人						
12	脱退手当金支給期間 (20歳未満含む)						※2
13	退職一時金支給期間 (原資非凍結)				※3		
14	特別一時金支給期間						
15	任意脱退期間						
16	通算対象期間						
17	退職・減額退職年金支給期間 (昭和6年4月2日以後生まれに限る)						
18	任意加入未納期間 ※6						

No.4-4 合算対象期間

- ※1 ①厚生年金・船員保険は昭和36年4月以後公的年金の加入期間があり、通算1年以上であること。
②昭和36年4月1日より前の共済組合員の期間は昭和36年4月1日まで引き続いた期間であり、1年以上であること。
- ※2 昭和61年3月31日までに受け取った場合で、かつ、昭和61年4月1日から65歳に達した日の前日までの間に保険料納付済期間または保険料免除期間を有することになった場合に限る。
- ※3 昭和36年4月1日から昭和54年12月31日までに退職一時金（原資非凍結）の支給期間であること（昭和55年1月1日以後の脱退一時金に含まれない）。
- ※4 昭和36年4月1日以後、20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本国籍を取得した方、または永住許可を受けた方などが日本国内に住所を有していた期間のうち、適用除外とされていた昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの20歳以上60歳未満の期間。
- ※5 中高齢となってから日本国内に住所を有することになった外国人または外国人であった方で、日本国内に住所を有していなかった期間のうち、昭和36年4月1日以後、日本国籍を取得した日等の前日までの20歳以上60歳未満の期間。
- ※6 平成26年4月1日以後、合算対象期間に算入する。

20歳に達した日 = 20歳誕生日の前日

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

No.5-1 受給要件を満たす方法は？

後納

 老-No.11

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度**です。

この後納制度を利用することで、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

国民年金の任意加入

 老-No.10

受給要件を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

平成29年8月1日時点で任意加入被保険者である65歳以上の方は、受給資格期間が10年を超えている場合に、平成29年8月2日で任意加入被保険者資格を喪失します。

これらの方は保険料の納付確認に一定の期間が必要であるため、**正しい年金額での決定に時間がかかる場合がある**ことに留意してください。

60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日

70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日

受給要件

年金の受取り内容

<ポイント>

- ・ 受取りの開始時期や年金額、年金額の増額のための方法などを説明します。
- ・ 振替加算の要件を満たしている方は、施行日（平成29年8月1日）**以降に生計維持関係現況届の提出が必要なことを説明**します。

No.6-1 いつから受け取れる？

✔ いつからいつまで受け取れるのか

施行日（平成29年8月1日）時点で年金の受取りに必要な期間が10年以上ある65歳以上の方は、施行日に老齢基礎年金の受給権が発生します。
年金は受給権発生翌月分から受けられますので、**平成29年9月分から受取りが開始**され、お亡くなりになる月の属する月までの分を受け取ることができます。

✔ いつから入金されるのか

<最初の入金【最も早い場合】>

- ・ 施行日（平成29年8月1日）に受給権が発生する方への**最も早い年金の受取開始は、平成29年10月13日**です。

<最初の入金【上記以外】>

- ・ 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（または前営業日）に入金されます。
- ・ 最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

<2回目以降の入金>

- ・ **偶数月の15日**に入金されます。
- ・ 土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。例えば15日が日曜日の場合、13日の金曜日に入金されます。

例：10月分と11月分の入金

12月15日に年金が振り込まれます。



No.7-1 いくら? - 年金額の計算 -

✓ 老齢基礎年金の受取り年金額

老齢基礎年金の年金額は、保険料を納付した期間や免除の期間に応じて決まります。

40年間保険料を納めた方は、満額（※）を受けとれます。

10年間の納付では、受け取る年金額は概ね満額の4分の1になります。

※ 年金額（満額）＝年額779,300円（月額64,941円）（平成29年度の額）

<老齢基礎年金の計算式>

被用者年金一元化施行に伴い28年4月からの年金は1円未満四捨五入します。

平成21年4月以後（から）の期間

$$779,300円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}{480月(40年)}$$

年金額

平成21年3月以前（まで）の期間

$$779,300円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{2}{6} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{3}{6} + \text{半額納付月数} \times \frac{4}{6} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{5}{6}}{480月(40年)}$$

※ 以下の要件に該当する場合に、上記計算式を用います。

$$\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} + \text{4分の1納付月数} + \text{半額納付月数} + \text{4分の3納付月数} \leq 480月$$

No.8-1 増やす方法は？

追納

 加免-No.20

保険料の納付義務が免除または猶予された期間の保険料を後から納付することをいい、将来受け取る年金額を増やすことができます。

※老齢基礎年金を受け取っている方はご利用できません。

後納

 老-No.11

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5分まで納めることができる制度**です。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

※老齢基礎年金を受け取っている方はご利用できません。

特例追納

 老-No.12

特例追納制度とは、**第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れた方で、**時効消滅により納めることができない期間の国民年金保険料について、**平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。

この特例追納制度を利用することで、年金額が増える場合があります、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

No.8-2 増やす方法は？

国民年金の任意加入

➤ 老-No.10

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の前月までの間、厚生年金に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

任意加入した上で、さらに付加保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。
国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

➤ 老-No.13

繰下げ申出

➤ 老-No.9

年金を受け取る時期を遅らせることにより、受取り開始年齢に応じて一定の割合で年金額を増やすことができます。

受給資格期間の短縮により**施行日（平成29年8月1日）に受給要件を満たす方**は、施行日から1年を経過する**平成30年8月1日以降**に受給の繰下げを申し出ることができます。

（参考）昭和16年4月2日以後生まれ、10年（120月）分の保険料を納付した方

※増額率=（月数）×0.7%

年	受給率	年金見込額（円）
平成29年	100.0%	194,825
平成30年	108.4%	211,190
平成31年	116.8%	227,555
平成32年	125.2%	243,920
平成33年	133.6%	260,286
平成34年	142.0%	276,651

繰下げ ↓

（注）昭和16年4月1日以前生まれ方は、受給率が上記と異なります。

・平成30年7月31日までに障害年金や遺族年金の受給権が発生した場合は、繰下げの申出ができなくなります。

No.9-1 振替加算

✓ 振替加算

次の要件を満たしている場合は、老齢基礎年金の額に加算がされます。

ご本人が老齢基礎年金を受給する資格を得る平成29年8月1日において、配偶者によって生計を維持しており、その配偶者が受けている年金の加給年金額の対象であること（ご本人、配偶者ともに新法の適用対象者である）

+

ご本人が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれていること

+

ご本人が老齢基礎年金の他に老齢厚生年金や退職共済年金を受けている場合は、厚生年金保険または共済組合等の加入期間が240月未満であること、または、ご本人の35歳以後（男性は40歳以後）の厚生年金保険の加入期間が、次の表未満であること

妻（夫）の生年月日	加入期間
昭和22年4月1日以前	180月（15年）
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	192月（16年）
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	204月（17年）
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	216月（18年）
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	228月（19年）

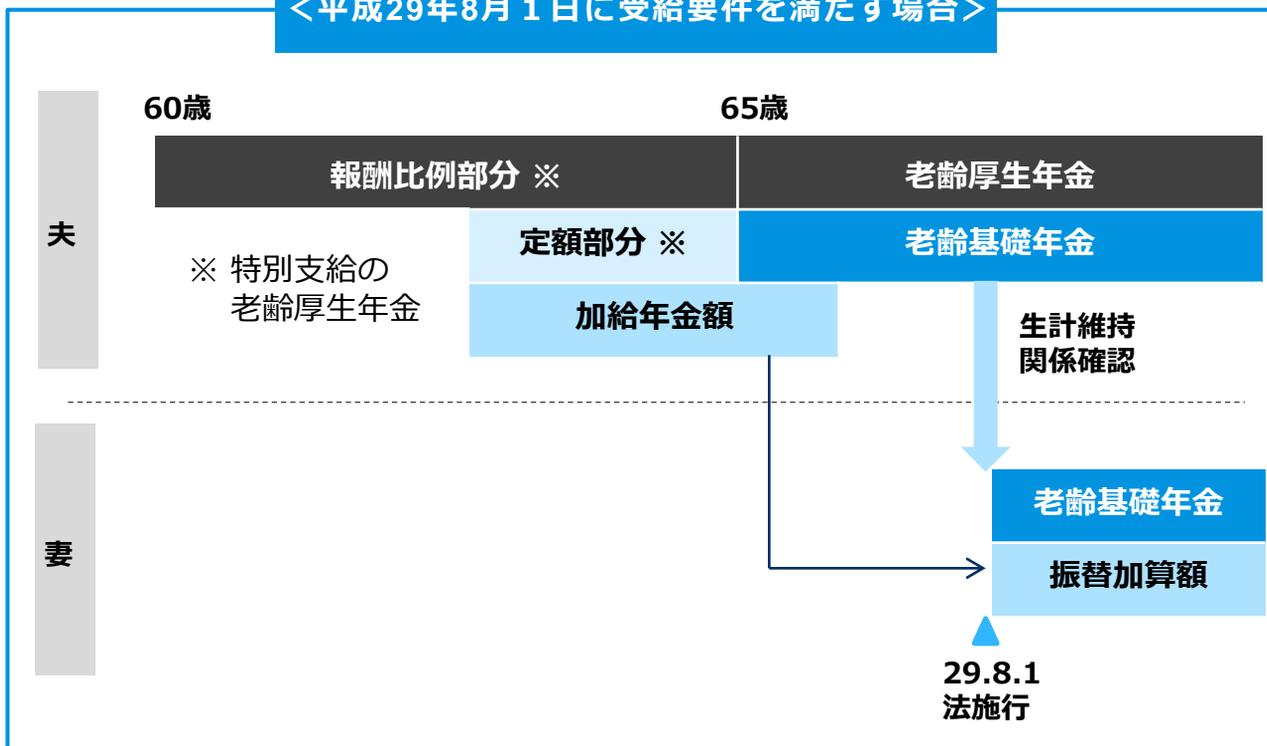
（参考）振替加算の額（平成29年4月～）

ご本人の生年月日	政令で定める率	年額	月額
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1	224,300円	18,691円
⋮	⋮	⋮	⋮
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.493	110,580円	9,215円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	0.467	104,748円	8,729円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	0.440	98,692円	8,224円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	0.413	92,636円	7,719円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	0.387	86,804円	7,233円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	0.360	80,748円	6,729円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	0.333	74,692円	6,224円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	0.307	68,860円	5,738円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	0.280	62,804円	5,233円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	0.253	56,748円	4,729円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	0.227	50,916円	4,243円
⋮	⋮	⋮	⋮
昭和41年4月2日以後	—	—	—

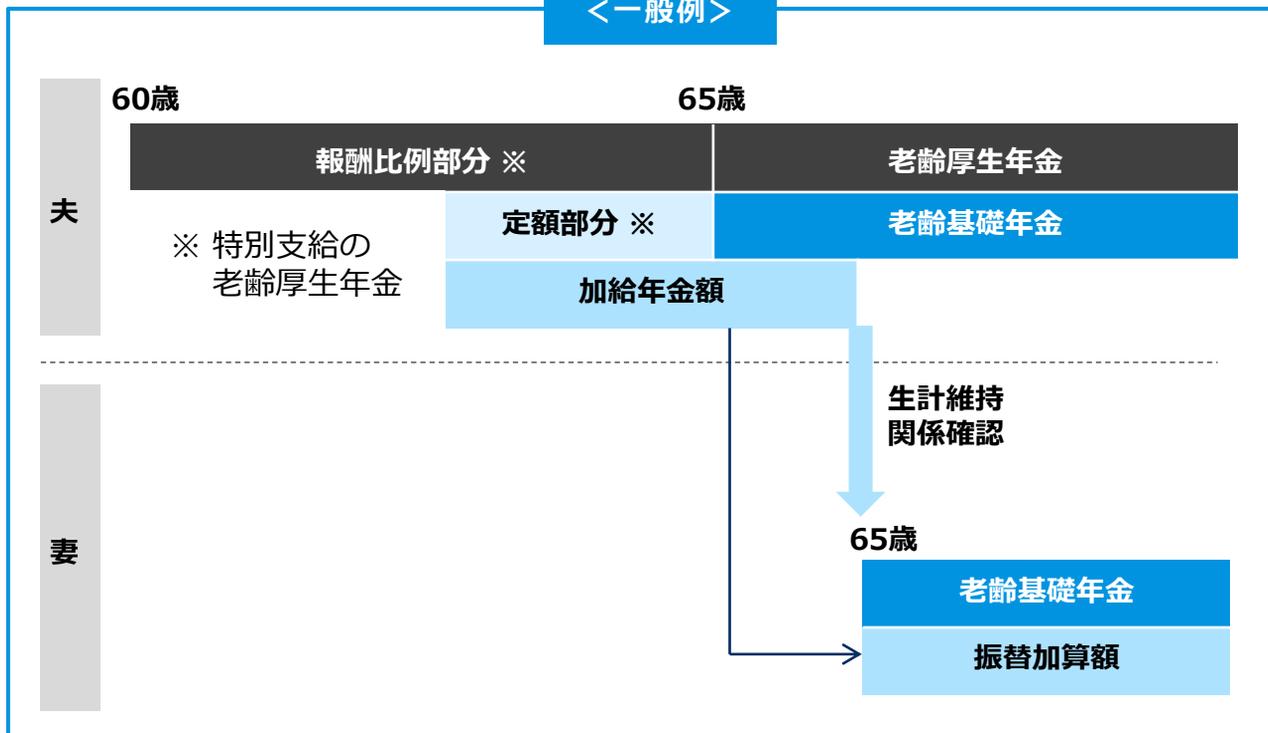
振替加算

No.9-2 振替加算

＜平成29年8月1日に受給要件を満たす場合＞



＜一般例＞



生計維持関係の認定要件

ご本人と配偶者が生計を同一にしており、ご本人の収入または所得が一定金額未満であることなどが必要です。具体的には次の要件を満たす必要があります。

生計同一 要件 いずれか

- ① 配偶者と住民票上同一世帯に属しているとき
- ② 配偶者と住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ③ 配偶者と住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
 - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき
 - (i) 配偶者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていること
 - (ii) 配偶者との間に定期的に音信、訪問があること

かつ

収入要件 いずれか

- ① 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であること
- ② 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること
- ③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められること

No.10-2 生計維持関係の認定要件

事前受付した方の施行日時点の生計維持の確認

Point!

事前受付した方は、施行日（平成29年8月1日）時点の生計維持関係の確認が必要のため、日本年金機構から7月18日以降順次、生計維持関係現況書（振替加算用）を送付します。

- ✓ 日本年金機構から平成29年7月18日以降順次、生計維持関係現況書（振替加算用）を送付しますので、必ず8月1日以降10日までに同封の返信用封筒で提出してください。
- ✓ 8月10日までに提出がない場合は、振替加算を加算せずに年金が決定されます。この場合、振替加算を加算するためには、お届けと8月1日以降の生計維持関係の確認の書類が必要になります。

- ・ 振替加算の要件を満たしている方は、**期間短縮年金請求書の事前請求時に生計維持関係の確認書類の提出が必要**です。確認書類の発行日は、**平成29年3月1日以降の交付年月日**であることを確認してください。
- ・ 平成29年8月1日以降に提出いただく場合は、同日以降の交付であることが必要になります。



老齢基礎年金以外の年金を受け取る権利があるとき

老齢基礎年金を受け取ることができる方が、障害基礎年金や遺族基礎年金などを受け取ることができる場合には、「1人1年金の原則」により、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

この場合、いずれか1つの年金を選択した上で、「年金受給選択申出書」を提出してください。

(例)

老齢基礎年金

← 選択 →

障害基礎年金

老齢基礎年金

← 選択 →

遺族基礎年金

なお、老齢厚生年金は老齢基礎年金と同じ事由で支払われるため、1つの年金とみなされ、あわせて受け取ることができます。

老齢基礎年金

← あわせて
受取り可 →

老齢厚生年金

老齢基礎年金

← あわせて
受取り可 →

退職共済年金

<ポイント>

- ・ 期間短縮年金請求書の記載内容や必要書類を確認します。
- ・ 期間短縮年金請求書には、「合算対象期間（カラ期間）に関する申立書」が必須のため、記載内容を確認します。

必ず提出・添付するもの

- 年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）

期間短縮年金請求書

【送付実施機関：日本年金機構】
年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

●この年金請求書には、日本年金機構でお預かりしている情報をあらかじめ印字しています。印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。（訂正した箇所については別途手続きが必要ですので、年金事務所等にご確認ください。）

●ご本人（年金を受ける方）が入力する箇所は **黄色** の部分です。

短縮

この様式は見本です

08 平成29年8月1日

1. ご本人（年金を受ける方）の印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。

郵便番号 168-0071

フリガナ

住所 杉並区高井戸西 3-5-24 ○○マンション205号室

フリガナ ネンキン ハナコ

氏名 年金 花子 様

性別 女

署名欄

社会保険労務士の提出代行者印

高確年金番号 XXXX-XXXXXX

生年月日 XX年XX月XX日

電話番号1 - - - - -

電話番号2 - - - - -

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄貯金口座または貯蓄預金口座への振込みはできません。

受取機関

1. 金融機関（ゆうちょ銀行を除く）
2. ゆうちょ銀行（郵便局）

フリガナ

口座名義人 氏名

金融機関コード 支店コード

支店コード

金融機関またはゆうちょ銀行の証明

記号(左詰め)で記入

番号(右詰め)で記入

支払局コード 0 1 0 1 0 0

101号様式（平成29年4月以降の様式（注1））

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

●年金を受ける方が記入する箇所は **黄色** (黄色) の部分です。

(注2)

この様式は見本です

1. ご本人（年金を受ける方）について、太枠内をご記入ください。

郵便番号

フリガナ

住所

フリガナ

氏名

性別

1. 男
2. 女

署名欄

社会保険労務士の提出代行者印

高確年金番号

生年月日

電話番号1

電話番号2

2. 年金の受取口座をご記入ください。

受取機関

1. 金融機関（ゆうちょ銀行を除く）
2. ゆうちょ銀行（郵便局）

フリガナ

口座名義人 氏名

金融機関コード 支店コード

支店コード

金融機関またはゆうちょ銀行の証明

記号(左詰め)で記入

番号(右詰め)で記入

支払局コード 0 1 0 1 0 0

注1 平成29年3月に提出する場合は従前の様式を使用します。

注2 101号様式を使用する場合は、請求書の右上に赤字で「短縮」と記載した上で使用します。

- 年金の受取り先の確認書類

預金通帳またはキャッシュカード（コピー可）等

（いずれの年金請求書も金融機関の証明を受けた場合は不要）

- 合算対象期間（カラ期間）に関する申立書

日本年金機構からお送りした期間短縮年金請求書の場合は、18及び20ページ（本資料の41及び42ページ）に記載欄があります。101号様式を使用する場合は、別途、提出が必要です。

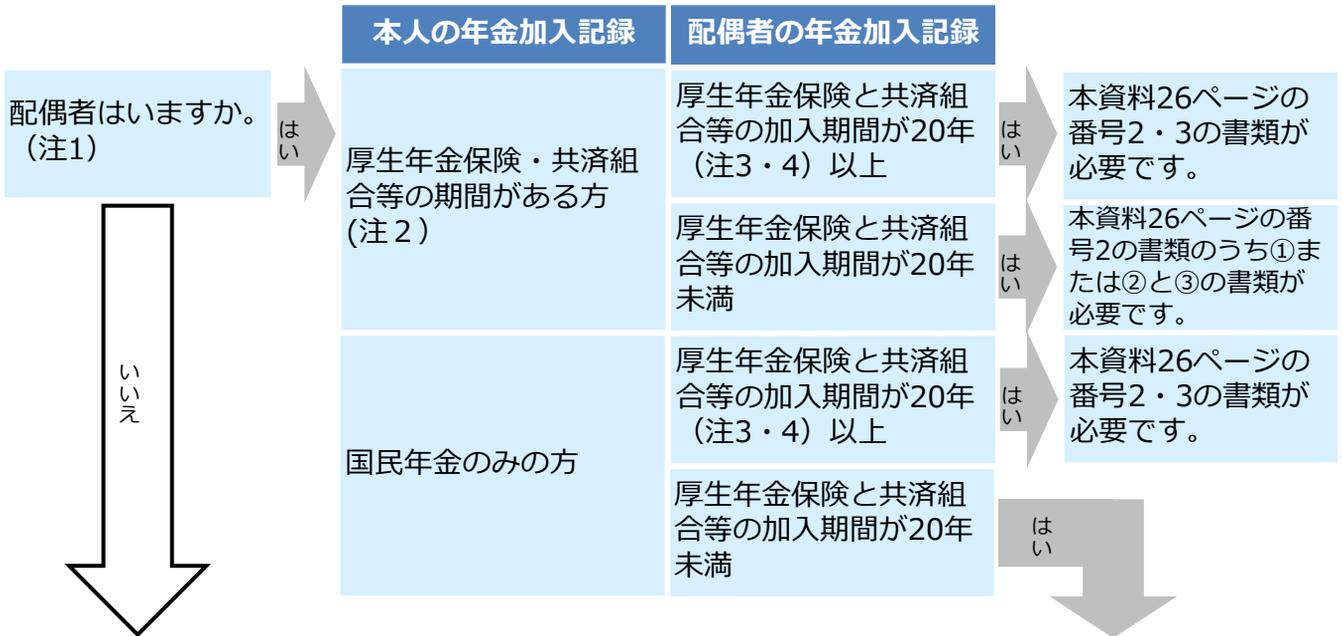
（詳細は本資料の「14. 合算対象期間（カラ期間）の確認書類」参照）



必要書類

戸籍、住民票、所得関係書類

☑ 「戸籍、住民票、所得関係書類」の確認方法



期間短縮年金請求書の場合

原則、戸籍、住民票、所得関係書類は必要ありません。(注5)

101号様式の年金請求書の場合

年金請求書にマイナンバー（個人番号）を記入した場合、原則、戸籍、住民票、所得関係書類は必要ありません。(注5) (注6)
記入しない場合は番号1の書類が必要です。

- 注1 次の年齢要件に該当する子がいる場合の必要書類は、年金事務所にご相談ください。
 ・ 18歳になった後の最初の3月31日まで
 ・ 国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害状態にある場合は20歳未満
- 注2 配偶者がいる方で、ご本人の厚生年金保険・共済組合等の加入期間が20年以上ある場合の必要書類は、年金事務所にご相談ください。
- 注3 配偶者の年金を受け取る権利の発生日により、次のとおりとなります。
 ・ 平成27年10月1日までに発生している方→それぞれの期間で20年以上
 ・ 平成27年10月2日以降に発生している方→それぞれの期間を合計して20年以上
- 注4 男性40歳（女性35歳）以降の厚生年金保険の加入期間が次の表に該当する場合も含みます。

生年月日	期間	生年月日	期間
昭和22.4.1以前生まれ	15年	昭和24.4.2~25.4.1	18年
昭和22.4.2~23.4.1	16年	昭和25.4.2~26.4.1	19年
昭和23.4.2~24.4.1	17年		

- 注5 日本年金機構からお送りする期間短縮年金請求書に印字された住所・生年月日などが訂正されている場合など、状況によっては、確認書類が必要となる場合があります。
- 注6 101号様式の年金請求書にマイナンバー（個人番号）を記入した場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）等の添付書類が必要です。



必要書類

☑ 留意事項

- ① 戸籍・住民票は、**平成29年3月1日以降で、かつ、年金請求書提出日の6カ月以内**に交付されたものがが必要です。
また、平成29年8月1日以降に年金請求書を提出する場合は、**平成29年8月1日以降に交付された**戸籍・住民票が必要です。
- ② 必要書類は「コピー可」と記載されているもの以外は、**原本**の添付が必要です。

☑ 年金請求書を提出するすべての方に係る必要書類

番号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄
1	期間短縮年金請求書の場合 — 101号様式の場合 —	すべての方	期間短縮年金請求書の場合 添付を省略できます。 101号様式の場合 ご本人の生年月日を明らかにできる書類 ・戸籍の抄本 ・戸籍の謄本 ・住民票 ・住民票の記載事項証明書 } いずれかの書類	101号様式の場合 「年金請求書」13ページのマイナンバー（個人番号）を記入した方は、添付を省略できます。

☑ 配偶者がいる方に係る必要書類

番号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄
2	期間短縮年金請求書の場合 P 8 5. 101号様式の場合 P 7 5.	配偶者がいる方	配偶者とご本人の身分関係を明らかにできる書類 ① ・ご本人の戸籍の抄本 (戸籍の一部事項証明書) ・ご本人の戸籍の謄本 (戸籍の全部事項証明書) } いずれかの書類 ② 世帯全員の住民票 *ご本人の戸籍の抄本 (戸籍の一部事項証明書) を添付する方は、住民票に筆頭者欄の記載があるもの ③ 配偶者の年金手帳 ・配偶者の基礎年金番号通知書 ・配偶者の厚生年金保険被保険者証 } いずれかの書類 *コピー可	・同一世帯でない場合は、「同一世帯でない場合の生計同一に関する書類」も併せて必要です。
3	期間短縮年金請求書の場合 P 16 3. 101号様式の場合 P 17 4.	(1) で「はい」と答えた方 (2) で「はい」と答えた方	ご本人の請求する年の前年の収入か所得を確認できる書類 ・所得証明書 ・課税(非課税)証明書 ・源泉徴収票 など } いずれかの書類 ご本人の収入が年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円未満となることを証明できる書類 ① 退職年齢を明らかにできる勤務先の就業規則等 (コピー可) ② 所得証明書 ・課税(非課税)証明書 ・源泉徴収票 など } いずれかの書類	・収入か所得がない場合であってもそのことを確認できる書類(非課税証明書等)が必要です。 ・左記に掲げた書類の他、「収入に関する認定書類」でも代用できます。 ・複数の収入か所得がある場合(例えば、給与と不動産収入等)は、すべての収入が確認できる書類(所得証明書等)を添付してください。

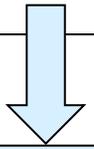


必要書類

☑ 同一世帯でない場合の生計同一に関する書類

認定対象者の状況区分	提出書類
住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるとき	別世帯となっていることについての理由書
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしているとき	<ul style="list-style-type: none"> 同居についての申立書 別世帯となっていることについての理由書 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員や町内会長等第三者の証明書またはそれに代わる書類（注）
単身赴任、就業または病気療養等のやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、その事情が消滅したときは、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにすると 例) ①生活費、療養費等の経済的な援助がある場合 ②定期的に音信、訪問が行われている場合	<ul style="list-style-type: none"> 別居していることについての理由書 生活費等経済的な援助が行われていることについての申立書 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員や町内会長等第三者の証明書またはそれに代わる書類（注）

注 第三者の証明書に代わる書類について
(次のいずれかの書類が必要)



事項	提出書類（コピー可）
健康保険等の被扶養者になっている場合 (国民健康保険は該当しません)	被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保険者証または組合員証等
給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与明細または賃金台帳等
税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票または課税（非課税）証明書等
定期的な送金がある場合	定期的に送金されていたことわかる現金書留の封筒または預貯金通帳等

☑ 収入に関する認定書類 (請求する年の前年の収入か所得が確認できる書類は、次のいずれかで代用できます。)

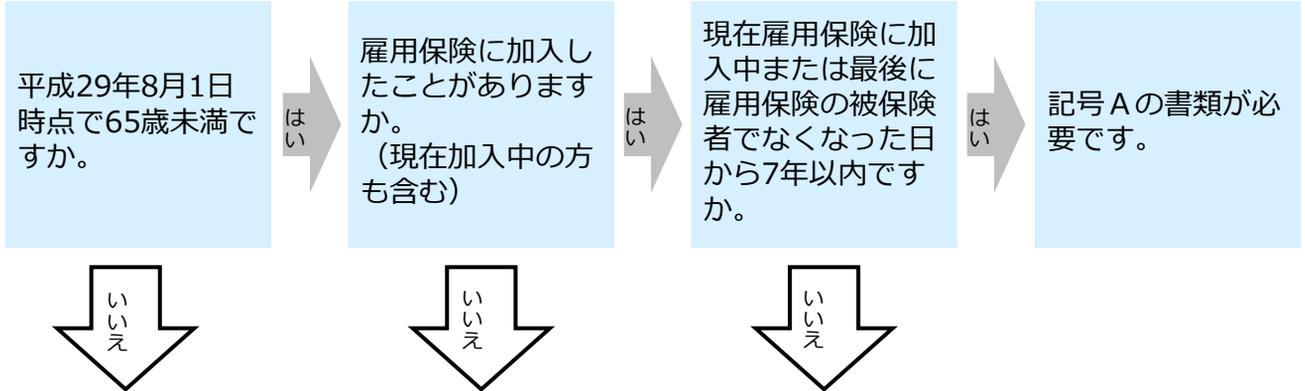
認定対象者	認定対象者の状況	提示（提出）提出書類（コピー可）
ご本人	健康保険等の被扶養者 (国民健康保険は該当しません)	健康保険または共済組合等の被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保険者証または組合員証等
	国民年金第3号被保険者	第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）または年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る）
	公的年金の加給年金額対象者または加算額対象者	年金証書および決定通知書（裁定通知書）
	国民年金保険料免除者	国民年金保険料免除該当通知書または国民年金保険料免除申請承認通知書
	生活保護受給者	保護開始決定通知書



必要書類

雇用保険関係書類

☑ 「雇用保険関係書類」の確認方法



雇用保険関係書類は必要ありません。

注 複数の雇用保険被保険者番号をお持ちの方は、最新の番号を確認できるものを添付してください。雇用保険被保険者証に関するご不明な点は、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

☑ 必要書類

番号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄
A	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">期間短縮年金請求書の場合</div> P 6 4. (2) ①	雇用保険被保険者番号を記入した方	雇用保険被保険者番号を明らかにできる書類 ・雇用保険被保険者証 ・雇用保険被保険者証（顔写真付き） ・船員失業保険証 ・高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書	いずれかの書類 ＊コピー可
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">101号様式の場合</div> P 5 4. (2) ①			

「雇用保険被保険者証」を紛失した方は、ハローワークで「再発行」のうえ、ご記入ください。



必要書類

その他「年金請求書」の記入内容によって必要な書類

必要書類

番号	年金請求書の該当ページ	該当する方	添付する書類	備考欄
B	期間短縮年金請求書の場合 P 6 4. (1) ① (本資料の35ページ) P 8 5. (1) ③ 101号様式の場合 P 5 4. (1) ① P 7 5. (1) ③	「受けている」と答えた方	・年金証書 ・恩給証書 ・年金額決定(裁定)通知 ・遺族給与金証書	受け取っている給付ごとにそれぞれの書類 *コピー可
C	期間短縮年金請求書の場合 P 14 1. (1) (本資料の39ページ)及び2 101号様式の場合 P 13 1. (1)及び2	手帳記号番号を記入した方	・年金証書 ・基礎年金番号通知書 ・厚生年金保険被保険者証	お持ちの方のみ添付
D	期間短縮年金請求書の場合 P 14 1. (3) 101号様式の場合 P 13 1. (3)	2「はい」と答えた方	当時沖縄に住んでいた住所を明らかにできる書類 ・戸籍 ・住民票	いずれかの書類 沖縄特例措置の手続きがお済みの場合や、生年月日によって添付の必要がない場合があります。詳しくは年金事務所にご相談ください。

注1 個人の状況によっては、記載された書類の添付が必要ない場合があります。

注2 日本年金機構における審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合があります。



必要書類

その他

- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（個人番号カード）等

- 印鑑
※認め印でも可、スタンプ印は不可

- 101号様式の年金請求書にマイナンバー（個人番号）を記入した場合の必要書類
次の①または②
 - ① マイナンバーカード（個人番号カード）
 - ② ㊶と㊷の2種類（㊶と㊷1種類ずつ）
 - ㊶ マイナンバー（個人番号）が記載されている書類から1種類
住民票（マイナンバー（個人番号）記載のもの）または通知カード
 - ㊷ 次の書類から1種類
運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療養手帳、在留カード等

- 他の年金を受け取っている場合
年金受給選択申出書

- 合算対象期間を含めて受給資格期間が25年を満たす場合
合算対象期間が確認できる書類



期間短縮年金請求書記載例

<3ページ>

過去に加入したことのある制度の記号がすべて○で囲んであるか、ご確認ください。

3. これまでの年金の加入状況についてご確認ください。

() 現在の年金加入記録を(2)に印字し

(1) 次の年金制度の被保険者または組合員となったことがある場合は、枠内の該当する記号を○で囲んでください。

この様式は別本です

<input checked="" type="radio"/> ア. 国民年金	カ. 私立学校教職員共済
イ. 厚生年金保険	キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合
ウ. 船員保険（昭和61年4月以後を除く）	ク. 恩給
エ. 国家公務員共済組合	ケ. 地方公務員の退職年金に関する条例
オ. 地方公務員等共済組合	コ. 旧市町村職員共済組合

(2) 下記の年金加入記録をご確認のうえ、印字内容が異なっているところは二重線を引いて訂正してください。訂正した場合には「事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所」欄をご記入ください。

	事業名称（支店名等）、船舶所有者名称または共済組合名称等	勤務期間または国民年金の加入期間 (※)	年金制度	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所	備考
1	国民年金	(自)昭和48.10.01 (至)昭和58.02.01	国年		
2					

(※) 厚年・船保・共済の(至)年月日については、退職日等の翌日を表示しています。

XXXXXXXXXXXX XXX-XXXXXX

ご注意ください！

複数の年金手帳番号をお持ちの方は、一部の年金記録が基礎年金番号に反映されていない場合があります。



期間短縮年金請求書記載例

<4ページ>

●3ページ(続紙を含む)に印字されている期間以外に年金加入期間(国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合)がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

	事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等 (※1)(※2)	勤務期間または国民年金の加入期間	年金制度 (※3)	事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所
1	国民年金	(自) 昭和58.05.01 (至) 昭和58.07.31	国年 厚年 船保 共済	××区××西×-×
2		(自)	国年 厚年	
3		(自)	国年 厚年	
4		(自)	国年 厚年	
5		(自)	国年 厚年	
6		(自)	国年 厚年	
7		(自)	国年 厚年	
8		(自)	国年 厚年	
9		(自)	国年 厚年	
10		(自)	国年 厚年	

この様式は見本です

期間短縮年金請求書3ページに印刷されている期間以外に年金加入期間がある場合は、こちらの記入例に沿ってご記入いただくよう、ご案内ください。

結婚等により改姓・改名をしているときは、旧姓名のご記入をご案内ください。旧姓が複数ある場合は、余白に記入していただいて構いません。

改姓・改名をしているときは、旧姓名をご記入ください。

この欄の記入例

旧姓名	(フリガナ) コウセイ	ハナコ
(氏)	厚生	(名) 花子

	事業所名称(支店名等)、船舶所有者名称または共済組合名称等 (※1)(※2)	勤務期間または国民年金の加入期間	年金制度 (※3)	事業所(船舶所有者)の所在地または国民年金加入当時の住所
1	国民年金	(自) 昭和48.10.01 (至) 昭和49.04.01	国年 厚年 船保 共済	△△市××町1-2-3
2	〇〇会社(株) 杉並支店	(自) 昭和49.04.01 (至) 昭和50.10.01	国年 厚年 船保 共済	〇〇市◇◇町3-2-1
3	⋮	⋮	⋮	⋮

(※1) 加入していた年金制度が国民年金の場合、事業所名称の欄には「国民年金」とご記入ください。

(※2) 駐留軍の施設関係に勤めていたことがある方は、事業所名称欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎり詳しくご記入ください。

(※3) 加入していた年金制度を○で囲んでください。

「国年」…… 国民年金(第1号被保険者・第3号被保険者)

「厚年」…… 厚生年金保険

「船保」…… 船員保険

「共済」…… 国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済など



期間短縮年金請求書記載例

<6ページ>

4. 現在の年金の受給状況等および雇用保険の加入状況についてご記入ください。

(1) 現在、左の5ページ(表1)のいずれかの制度の年金を受けていますか。該当する番号を○で囲んでください。

1. 受けている (全額支給停止の場合を含む) 2. **受けていない** 3. 請求中

①「1. 受けている」を○で囲んだ方

添付書類については、同封の「年金の請求手続きのご案内」(以下「パンフレット」という)の4ページの記号Bをご覧ください。

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月	48	年金証書の年金コード(4ケタ) または記号番号等
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成	年 月	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成	年 月	
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族	昭和 平成	年 月	

②「3. 請求中」を○で囲んだ方

公的年金制度名 (表1より記号を選択)	年金の種類
	・老齢または退職 ・障害 ・遺族

↓加入した年金制度が国民年金のみの方、または平成29年8月1日時点で65歳以上の方は次の(2)、(3)の記入は不要です。

(2) 雇用保険に加入したことがありますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

はい いいえ

①「はい」を○で囲んだ方

雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。
添付書類については、パンフレットの4ページの記号Aをご覧ください。
最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過している方は
下の「事由書」の「ウ」を○で囲み、署名または記名・押印してください。

22 雇用保険 被保険者番号										
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

②「いいえ」を○で囲んだ方

下の「事由書」の「ア」または「イ」を○で囲み、署名または記名・押印してください。

事由書

私は以下の理由により、雇用保険被保険者証等を添付できません。
(該当する項目を○で囲んでください。)

ア. 雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、
雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。(例 事業主、事業主の妻等)

イ. 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。
雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付
を受けたことがない。

ウ. 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため。
過去に雇用保険被保険者証の交付を受けたが、老齢厚生年金の年金請求書受付日において、
最後に雇用保険被保険者の資格を喪失してから7年以上経過している。

*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。 署名 (印)

(3) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当(船員保険の場合は失業保険金)または高年齢雇用継続給付を受けていますか。(または受けたことがありますか。)[「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。]

はい いいえ

*これから受ける予定のある方は、年金事務所等にお問い合わせください。

すでに障害年金、遺族年金を受け取っている場合、または、これらの年金の請求手続きをしている場合は、年金制度名・年金の種類・年金証書の年金コードをご記入いただくよう、ご案内ください。



期間短縮年金請求書記載例

<8ページ>

5. 配偶者・子についてご記入ください。

配偶者はいますか はい ・ いいえ 「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。「はい」の場合は(1)をご記入ください。

(1) 配偶者についてご記入ください。添付書類については、パンフレットの3ページの番号1をご覧ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、基礎年金番号、性別についてご記入ください。

31 氏名	(フリガナ) ネンキン	タロウ	4 生年月日	大正	××年××月××日								
	(氏) 年金	(名) 太郎		昭和									
3 基礎年金番号	1	2	3	4	-	5	6	7	8	9	0	性別	1. <input checked="" type="radio"/> 男
													2. 女

② 配偶者の住所が本人(年金を受ける方)の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号	この様式は見本です		
住所	(フリガナ)	市区	建物名
		町村	

③ 配偶者は現在、左の7ページの表1に記載されている年金を受けていますか。該当するものを○で囲んでください。

1. <input checked="" type="radio"/> 老齢・退職の年金を受けている	3. 請求中	3. を○で囲んだ方
2. 障害の年金を受けている	4. いずれも受けていない	

1. または2. を○で囲んだ方

4. を○で囲んだ方

下の(2)へお進みください。

請求中の公的年金制度名 (7ページ表1より記号を選択)	年金の種類
	・老齢または退職 ・障害

添付書類については、パンフレットの4ページの記号Bをご覧ください。

公的年金制度名 (7ページ表1より記号を選択)	年金の種類	(自) 年 月	47 年金証書の年金コード(4ケタ)、 または記号番号等
アイ	・老齢または退職 ・障害	昭和 21 年 4 月 平成	1234-567890-1150
	・老齢または退職 ・障害	昭和 年 月 平成	
	・老齢または退職 ・障害	昭和 年 月 平成	

(2) 左の7ページ「子の年齢要件aまたはb」に該当する子がいる場合には、氏名、生年月日および障害の状態についてご記入ください。(3人目以降は余白にご記入ください。)

添付書類については、年金事務所にご相談ください。

32 子の氏名	(フリガナ)	(名)	32 生年月日	昭和	年	月	日	32 診
	(氏)			平成				
33 子の氏名	(フリガナ)	(名)	33 生年月日	昭和	年	月	日	33 診
	(氏)			平成				

生計を同じくしている配偶者がいる場合は「はい」に○が付いていることをご確認ください。また、配偶者の氏名、生年月日、基礎年金番号、性別が記入されているかご確認ください。



期間短縮年金請求書記載例

<10ページ>

6. 加給年金額に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

署名欄	<input type="text"/>	(印)
-----	----------------------	-----

*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。
 代理人等(年金を受ける方)の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

この様式は見本です

同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明[※]が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえご使用ください。

証明日	平成 年 月 日	
証明者氏名	<input type="text"/>	(印)
証明者住所	〒 - 建物名	
年金を受ける方との関係	(第三者の証明時：事業主、家主、民生委員、町内会長など)	

【生計維持とは】

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ①生計同一関係があること
 例)・住民票上、同一世帯である。
 ・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。
- ②配偶者または子が収入要件を満たしていること
 年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

※ 第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。

ご本人(年金を受ける方)によって、生計維持されている配偶者または子がいる場合

(1) 該当するものを○で囲んでください。(3人目以降の子については、余白を使用してご記入ください。)

配偶者または子の年収は、850万円未満ですか。		機構確認印
配偶者について	はい ・ いいえ	() 印
子(名:)について	はい ・ いいえ	() 印
子(名:)について	はい ・ いいえ	() 印

(2) (1)で配偶者または子の年収について「いいえ」と答えた方は、配偶者または子の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。該当するものを○で囲んでください。

平成 年 月 日 提出



期間短縮年金請求書記載例

<12ページ>

7. 代理人に手続きを委任される場合にご記入ください。

委任状
この様式は見本です
(来所される方)

フリガナ	ネンキン ジョウ		ご本人との関係	子
氏名	年金 次郎			
住所	〒168-XXXX 杉並区 ○○○○ 1-1-1		電話 (090) XXXXX-XXXXX	建物名

私は、上記の者を代理人と定め、以下の内容を委任します。

作成日	平成 29 年 × 月 × 日
-----	-----------------

ご本人 *ご本人が必ず署名し、押印してください。

基礎年金番号	×	×	×	×	-	×	×	×	×	×	×
フリガナ	ネンキン ハナコ		生年月日	大正 ××年×月×日							
氏名	※署名・押印は必ずご本人が行ってください。 年金 花子 (旧姓 厚生)			昭和							
住所	〒168-0071 杉並区 高井戸西 3-5-24-205		電話 (090) 1234 - XXXXX	建物名 ○○マンション							
委任する内容	<p>●委任する事項を次の項目から選んで○をつけ、5を選んだ場合は委任する内容を具体的に記入ください。</p> <p>① 年金の請求について ② 年金の見込額について ③ 年金の加入期間について ④ 各種再交付手続きについて ⑤ その他(具体的に記入ください。)</p> <p>()</p> <p>●年金の「加入期間」や「見込額」などの交付について A. 代理人に交付を希望する B. 本人あて郵送を希望する C. 交付を希望しない</p>										

※前頁の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。
なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合はご相談に応じられないことがあります。

ご本人に代わり期間短縮年金請求書を提出してもらう場合は、1に○を付けていただくようご案内ください。

署名は必ず請求者ご本人が行っていただく必要があります。本人が署名、押印が出来ない場合は、代理人が記名の上で、ご本人の印章・印鑑を使用して押印していただくよう、ご案内ください。



期間短縮年金請求書記載例

<14ページ>

機構独自項目

届書コード	届書	年金コード	作成原因
7 1 1	<input checked="" type="checkbox"/>	1 1 5 0	<input checked="" type="checkbox"/> 91 <input type="checkbox"/> 01

1. ご本人(年金を受ける方)について、ご記入ください。

この様式は見本です

厚生年金保険 国民年金 船員保険 の 手帳記号番号	1 2 3 4 - 0 0 0 0 0 0	-
	-	-

(2) 以下の項目について「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

住民票 の登録	年金請求書1ページの住所・生年月日は住民票の登録と同じですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
------------	---------------------------------	---

「いいえ」を○で囲んだ方は、1ページの住所・生年月日の訂正を行ってください。

年金請求書(101号様式)では、個人番号記載欄がありますが、「期間短縮年金請求書」においては、個人番号の記載は不要ですのでご注意ください。

(3) 以下の項目に該当しますか。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。

1	国民年金、厚生年金保険、または共済組合等の障害給付の受給権者で国民年金の任意加入をした方は、その期間について特別一時金を受けたことがありますか。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
2	昭和36年4月1日から昭和47年5月14日までに沖縄に住んでいたことがありますか。	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

2. 配偶者についてご記入ください。

配偶者について、基礎年金番号と異なる記号番号の年金手帳等をお持ちの場合は、その年金手帳の記号番号をすべてご記入ください。

厚生年金保険 国民年金 船員保険 の 手帳記号番号	-	-
	-	-

住民票に登録されている住所・生年月日が期間短縮年金請求書1ページ(本手引の31ページ)の住所・生年月日と同じであれば「はい」に○がついていることをご確認ください。

同じでない場合は「いいえ」を○で囲んでいただき、期間短縮年金請求書1ページの住所・生年月日の訂正を行っていただくよう、ご案内ください。

日本年金機構より送付する、被保険者情報を印字済みの請求書については、マイナンバーや住基コードの記載は不要です。ただし、送付される期間短縮年金請求書を紛失された場合や、白紙の年金請求書を記載していただく場合には、マイナンバーの記載または住民票の添付が必要です。



<16ページ>

3. 振替加算に関する生計維持の申し立てについてご記入ください。

署名欄	<p style="text-align: center;">年金 花子 </p> <p><small>*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。 代理人等がご本人(年金を受ける方)の氏名を記入した場合は、押印が必要です。</small></p>		
この様式は見本です			
<p>同一世帯でない場合で、生計同一に関する第三者の証明が必要な場合には、以下の欄に記入、押印のうえご使用ください。</p>			
証明日	平成	年	月 日
証明者氏名	(印)		
証明者住所	〒 - 建物名		
年金を受ける方との関係	(第三者の証明時：事業主、家主、民生委員、町内会長など)		

【生計維持とは】

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

①生計同一関係があること
例)・住民票上、同一世帯である。
・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。

②ご本人(年金を受ける方)が収入要件を満たしていること
年収850万円(所得655.5万円)を将来にわたって有しないことが認められる。

※ 第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。

請求者が自ら署名する場合、押印は不要です。
※代理人等が記入した場合は、押印が必要です。

ご本人(年金を受ける方)が配偶者によって生計維持されている場合

該当するものを○で囲んでください。

(1) ご本人(年金を受ける方)の年収は850万円(所得655.5万円)未満ですか。

<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ	機構確認印	() 印
-------------------------------------	---------------------------	-------	-------

(2) (1)で「いいえ」を○で囲んだ方は、ご本人の年収がこの年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生したときから、おおむね5年以内に850万円(所得655.5万円)未満となる見込みがありますか。該当するものを○で囲んでください。

<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
--------------------------	---------------------------

年金事務所等の確認事項	
ア. 健保等被扶養者(第3号被保険者)	エ. 義務教育終了前
イ. 加算額または加給年金額対象者	オ. 高等学校等在学中
ウ. 国民年金保険料免除世帯	カ. 源泉徴収票・所得証明等

平成 29 年 × 月 × 日 提出



期間短縮年金請求書記載例

<18ページ>

合算対象期間（カラ期間）に関する申立書

合算対象期間（カラ期間）を確認するために、①から⑤までの全ての項目に「はい」または「いいえ」を○で囲んでいただき、「はい」を○で囲んだ方は、点線内の全ての項目をご記入ください。また、すべての項目についてご自身の年齢でご記入ください。

20ページに署名または記名・押印をいただき、年金請求書から切り取らずご提出ください。

申立書1枚に記載できない場合は、白紙の申立書のコピーや、別の紙にて、期間の確認ができる記録を残してください。

この様式は見本です

① 婚姻している（していた）期間がありますか。

はい
 いいえ

婚姻期間をご記入ください。

(25) 歳頃 ~ 現在
または
() 歳頃 ~ () 歳頃まで

婚姻している方（過去に婚姻したことがある方）は「はい」に○がついていることをご確認ください。「はい」とした方は質問事項に回答が記入されているかご確認ください。

婚姻期間について請求されるご自身の年齢が記入されているか、ご確認ください。

配偶者（であった方も含みます）の氏名、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。※基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。

カナ氏名 (ネンキン タロウ)
漢字氏名 (年金 太郎)
生年月日 (明治) (大正) (昭和) (××) 年 (××) 月 (××) 日
基礎年金番号 (1234 - 567890)

配偶者の氏名等が記入されているかご確認ください。※年金請求書8ページ（本手引の35ページ）にご記入いただいている場合は記入の省略可能です。

配偶者（であった方も含みます）が、公的年金制度から年金を受けているか該当するものを○で囲んでいただき、「受けている」を○で囲んだ方は年金の種類を○で囲んでいただき受給期間をご記入ください。

受けている
 受けていない

老齢（退職）の年金
 障害の年金

(60) 歳頃 ~ 現在
または
() 歳頃 ~ () 歳頃まで

20歳以降60歳未満の間に学生であった期間がある方は「はい」に○がついていることをご確認ください。「はい」とした方は質問事項に回答が記入されているかご確認ください。

② 20歳以降に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であった期間がありますか？（夜間部・通信制は除きます）

はい
 いいえ

学生であった期間をご記入ください。

() 歳頃 ~ () 歳頃まで

学生であった期間について請求されるご自身の年齢が記入されているかご確認ください。

20ページに進んでください



記載例

期間短縮年金請求書記載例

<20ページ>

期間短縮年金請求書の18ページ(本手引きの40ページ)の意味です

18ページの続き

③ 海外に住んでいた期間がありますか？

はい いいえ

海外に住んでいた期間をご記入ください。

() 歳頃～ () 歳頃まで

④ 外国籍である方(あった方)で帰化または永住許可を受けていますか？

はい いいえ

帰化または永住許可を受けた時期をご記入ください。

() 歳頃

⑤ ア～ウに該当するものがありますか？

ア. 厚生年金保険・船員保険・共済年金で一時金を受けたこと
イ. 公的年金制度から障害年金または遺族年金を受けたこと
ウ. 本人か配偶者が昭和61年3月以前に国会議員や地方議会議員であった期間があること

はい いいえ

該当する記号を○で囲んでください。

ア イ ウ

20歳以降60歳未満の間に海外に住んでいたことがある方は「はい」に○がついていることをご確認ください。

「はい」とした方は海外に住んでいた期間について請求されるご自身の年齢が記入されているかご確認ください。

帰化した方、外国人で永住許可を受けている方は「はい」に○がついていることをご確認ください。

「はい」とした方は帰化または永住許可を受けた時期について請求されるご自身の年齢が記入されていることをご確認ください。

「はい」とした方はア～ウのうち該当する記号に○がついていることをご確認ください。

「いいえ」の方は注意事項をお読みいただいたか、ご確認ください。

請求者が自ら署名する場合、押印は不要です。
※代理人等が記入した場合は、押印が必要です。

注意事項をご確認ください。

注意事項

上記の質問欄のほかにも恩給法による年金、執行官法による年金、旧令共済組合等による年金を受けた場合や、国民年金の任意脱退の承認を受けた期間がある場合は年金事務所等窓口でご相談ください。

請求される方の署名または記名・押印をしてください。

注意事項を確認し記入したことを申し立てます。

請求者氏名	年金 花子	※自署した場合は押印は不要です。
代理人記入欄	※代理人記入欄は代理の方が記入したときのみ記入してください。	
代理人氏名	年金 次郎	※自署した場合は押印は不要です。
請求者との関係	子	
住所	〒168 - ×××× 杉並区 ○○○○ 1-1-1	
連絡先電話番号	090 - ×××× - ××××	

この様式は見本です



<22ページ>

公務員共済独自項目

退職一時金受給額の返還に係る項目

「あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額」欄に返還額の記載のある方のみ、下記の「返還方法」および「署名欄」にご記入をください。

○あなたが受給した退職一時金に係る返還見込額

あなたが退職時に受給した退職一時金に係る返還見込額は、次のとおりです。

退職一時金に係る返還見込額	*****円
---------------	--------

※上記の金額は、支給開始年齢到達時において老齢厚生年金の受給権が発生した場合の見込額です。実際の年金決定において受給権発生時点が異なった場合は、返還額も異なることとなりますのでご了承ください。

※退職一時金を2回以上受給している方については、合算して返還見込額を記載しています。

○返還方法

希望する返還方法の番号を○で囲んでください。

1	年金の支給期ごとにその支給額の2分の1を返還に充当する。 (年金から控除されますので、手続きが不要です。)
2	1年以内に現金で一括または分割して返還する。 ↓ (現金での返還の場合、 <u>払込手続き</u> が必要となります。) ※後日、払込手続きについて、共済組合からご案内させていただきます。

※「2」により現金での返還を希望された場合でも、1年以内に全額の返還が行われていないときは、「1」の返還方法に変更させていただきますので、ご了承願います。

上記の返還方法で返還することを申し立てます。

署名欄	(印)
-----	-----

※年金を受ける方が自ら署名をする場合は、押印は不要です。

(代理人等が年金を受ける方の氏名を記入した場合は、押印が必要です。)

給付制限事項に係る項目

次の事項に該当する場合は、チェック (☑) を入れてください。

- 1 組合員として懲戒免職または停職の処分を受けたことがありますか。
 ある
- 2 組合員として退職手当の支給制限等処分を受けたことがありますか。
 ある
- 3 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。
 ある



期間短縮年金請求書記載例

<24ページ>

私学共済独自項目

退職一時金返還について

23ページの説明をお読みいただき、希望する返還方法を○で囲んでください。
退職一時金返還見込額が*円の場合は記入不要です。

退職一時金返還見込額	*,***,*** 円
------------	-------------

※ 上記の金額は、支給開始年齢到達時において老齢厚生年金の受給権が発生した場合の見込額です。
実際の年金決定において受給権発生時点が異なった場合は、返還額も異なることとなりますので、ご了承ください。

希望する返還方法(1または2)を○で囲んでください。

1	私は、返還すべき額を年金の支給期ごとにその支給額の2分の1ずつ順次控除することにより返還します。	年金の支給期ごとに支給額の2分の1を差し引き、返還額に達するまで差し引いて返還する方法です。 返還の期限はありませんので、返還が完了するまで長時間かかる場合もありますが、返還額が変わることはありません。また、在職中等で年金が全額停止されている間は、返還が生じません。
2	私は、返還すべき額を1年以内一括または分割で返還します。	年金が決定されてから1年以内に、払込通知書により一括または分割で金融機関から払い込むことにより返還する方法です。 (払込通知書は、年金決定後にお送りします。)

※ 「2」の返還方法につきましては、1年以内に返還しなければなりませんし、金融機関から払い込むお手数をおかけすることになりますので、年金支給額から差し引いて返還する「1」の方法をお勧めします。

この様式は見本です

3ページに印字されていない私学共済の加入期間について

	加 入 学 校 名	資 格 取 得 年 月 日	退 職 年 月 日
1		昭 平 年 月 日	昭 平 年 月 日
2		昭 平 年 月 日	昭 平 年 月 日
3		昭 平 年 月 日	昭 平 年 月 日

国会議員・地方議会議員の就任期間について

	議 会 名 称	就 任 年 月 日 (議員となった年月日)	退 任 年 月 日
1		昭 平 年 月 日	昭 平 年 月 日
2		昭 平 年 月 日	昭 平 年 月 日
3		昭 平 年 月 日	昭 平 年 月 日

海外の年金制度の加入期間について

国名	加入期間	相手国についての年金請求書類の送付を今回希望しますか？	
	(自) (至)	1. 希望する	2. 希望しない
	(自) (至)	1. 希望する	2. 希望しない

<ポイント>

- ・ 年金事務所への来訪を促す場合は、予約を行うことをお勧めしてください。
- ・ 期間短縮年金請求書を受付した場合は、重要事項を説明します。

Point!

合算対象期間の確認が必要なのは？

- ✓ 合算対象期間を含めて資格期間が受給に必要な25年（生年月日に応じた受給要件の資格短縮の措置に該当する場合は当該短縮の資格期間）を満たす場合、法施行前に受給権が発生するため、合算対象期間の確認が必要です。

<平成29年7月31日までは>

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間（以下、「納付済等期間」という。）、および合算対象期間の合計が25年以上であることが必要です。

25年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

<平成29年8月1日からは>

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が10年以上であることに変更になります。

10年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

申立書等の確認

合算対象期間（カラ期間）に関する申立書（または受給資格期間の短縮に伴う年金請求時の合算対象期間確認シート）により、ご本人から合算対象期間となりうる期間を申し出ていただきます。

窓口において、申立書等に記入漏れが無いことを確認します。

また、合算対象期間を確認するために必要な書類（戸籍等）の添付は原則として必要ありません。（Point!参照）

合算対象期間を含めて法施行（平成29年8月1日）前の受給要件を満たすかの確認は日本年金機構で行います。

1. 合算対象期間（カラ期間）に関する申立書

①～⑤の項番に記入漏れ及びご本人の署名・押印に漏れがないか確認



確認終了

2. 受給資格期間の短縮に伴う年金請求時の合算対象期間確認シート

①～③の項番に記入漏れ及びご本人の署名・押印に漏れがないか確認



確認終了

Point!

申立書等の確認書類

- ✓ ご本人の申立てに基づいて確認を行うため、原則、合算対象期間を確認するために必要な書類（戸籍等）の添付が無くても受付できます。
- ✓ ただし、合算対象期間を含めて資格期間が受給に必要な25年を満たす場合は、当該期間を確認するために必要な書類の提出をお願いする場合があります。



請求窓口

年金請求窓口は以下のようにしております。

年金制度の内容	請求窓口
第1号被保険者期間のみ有する場合 (任意加入被保険者を含む)	当市区町村窓口
第2号被保険者期間を有する場合	年金事務所
第3号被保険者期間を有する場合	年金事務所

年金事務所への来訪を促す場合

Point!

年金事務所への来訪を促す場合

✓ 相談窓口の混雑が予想されるため、年金事務所への来訪を促す場合は、予約を行うことをお勧めします。

(予約の申し込み：ねんきんダイヤル 0570-05-1165)

期間短縮年金請求書に同封しているリーフレット

相談窓口の混雑が予想されます

ご相談・お手続きの際は

予約

のうえ来訪願います



ご予約すると…

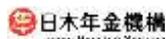
- ①スムーズに相談できます！
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

* 予約相談の実施時間帯は、8:30～16:00（月～金曜日）です。

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご予約の際は、今回送付した年金請求書をお手元に準備してください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。



よくあるご質問にお答えします

- Q1 予約はいつからできますか？
A1 来訪を希望する日の1カ月前から前日まで受付しています。ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- Q2 高齢のため、年金事務所へ行くことが困難です。私の代わりに家族の者が年金事務所まで手続きすることはできますか？
A2 ご家族の方がご本人にかわって年金の手続きをしていただくことができます。代理の方が年金の手続きをする場合には、ご本人からの委任状が必要です。
- 相談窓口にお持ちいただくもの
- ・ 本人からの委任状（本人が署名のうえ押印したもの）
 - ・ 本人の印鑑
 - ・ 代理人の本人確認ができる書類（運転免許証など）
- 委任状の様式
年金請求書の中に委任状の様式がありますので、ご活用ください。
なお、委任状は記載項目をもれなく記入し、必ずご本人が署名のうえ、押印してください。

※ 詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。



◎ 窓口での手続きには、予約相談をご利用ください。
お申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

月 曜 日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 7 : 0 0
火 ~ 金 曜 日 午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 1 5
第 2 土 曜 日 午前 9 : 3 0 ~ 午後 4 : 0 0

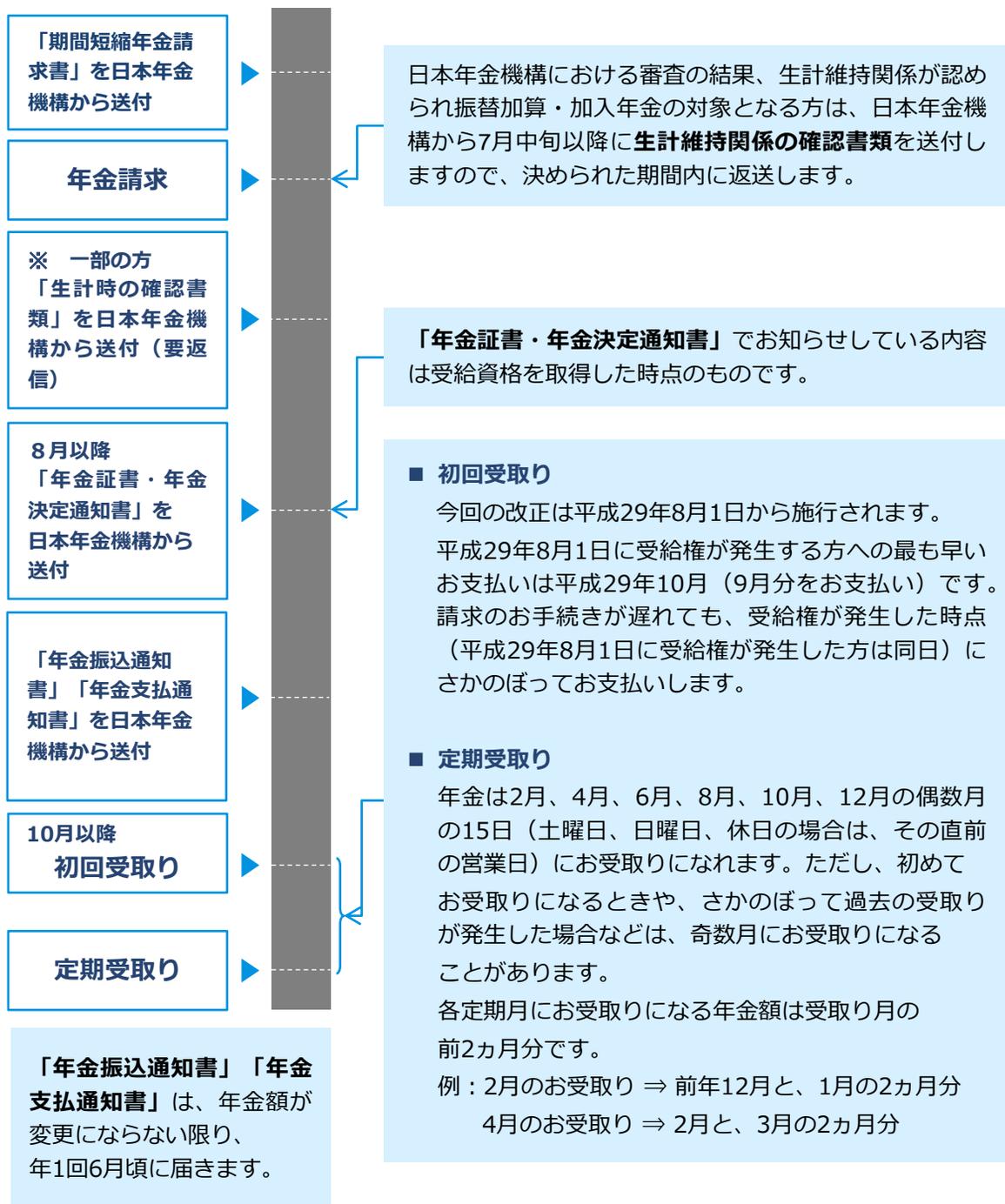
- * 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7 : 00 まで相談をお受けします。
- * 祝日（第 2 土曜日を除く）、12 月 29 日～1 月 3 日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっており、週の後半と月の後半は、つながりやすくなって おりますので、どうぞご利用ください。

✓ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。

※ 一部の方は、7月中旬以降に生計維持の確認書類の提出となります。



● 年金証書・年金決定通知書

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 年 月 日 受給権を取得した年月 年 月

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

年 月 日

厚生労働大臣

見本

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 厚生年金 厚生年金保険法 第 条 の

2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間	年 月～	年 月まで	

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の戦時加算期間	月
③給付保険の戦時加算期間	月
④沖縄農林期間	月
⑤沖縄免除期間	月
⑥離婚分割等により加入者とみなされた期間	月
⑦旧令共済組合期間	月

5. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	月	円
②平成15年4月以降の期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和61年3月までの坑内員又は船員であった期間	月	円
⑥昭和61年4月～平成3年3月の坑内員又は船員であった期間	月	円
⑦昭和61年3月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
⑧昭和61年4月～平成3年3月の坑内員であった厚生年金基金期間	月	円

4. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者 配偶者 (区分) 子	人
遺族加算区分	

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 条 の

2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間	年 月～	年 月まで	加算額対象者

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の保険料納付済期間等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)		第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に収養されていた配偶者の期間)	
	納付	免除	厚生年金保険	共済組合	月	月
納付済期間等	月 4分の1免除	月 ()	月 ()	月 ()		
	(付加) 月 4分の3免除	月 ()	共済組合	月 ()		
	金額免除	月 ()				

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免除期間の () 内の月数は平成21年4月以降の月数です。

※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。

III 障害基礎・障害厚生年金の障害状況

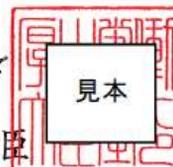
障害の等級	級	号
診断書の種類		
次回診断書提出年月	年	月

年 月 日

様

上記のとおり決定しましたので通知します。

厚生労働大臣



見本

● 年金支払通知書

年金支払通知書	
このお知らせについて	
年金証書の基礎年金番号-年金コード	
年金の種類	円
額 込 先 (支 払 先)	円

【支払額の内訳表】の25種類の数字に対応しています。

項 目	金額
10 定期支払額	
20 過払分の返金額(一時払)	
30 介護保険料額	
40 社会保険料額	
50 国民健康保険料(国)額	
60 国民健康保険料(都)額	
70 市 場 租 額	
80 個人住民税額	
90 支払調整額	
100 未払の返金(一時)で調整する額の合計	

- 100 ○ 保険料の15日に定期的に支払います。15日が休日の場合は、直前の金曜日の営業日です。○ 年金は繰上りです。例えば、2月分-3月分は4月にお支払いします。
- 20 ○ 過去にさかのぼって年金の決定・変更された場合は、変更支払額は別にお支払いする額です。○ 過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、訂正により変更となった金額の合計額です。○ 繰上り特別加算金が含まれている場合は、「未」印が振られています。
- 30 ○ 香川県(現)額は、香川県からの依頼に基づき年金から特別徴収する額を記載しています。○ お支払いしますが、専断から特別徴収する保険料(現)額及び個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市役所にお願います。
- 40 ○ 今まで受け取られていた年金を過去にさかのぼって変更した場合は、これまでに支払い過ぎた年金額、また、過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、これまでに支払いしすぎた年金額を記載しています。○ 年金を過去にさかのぼって変更したために、これまでに支払い過ぎた年金額は「支払調整額」として、お返しいただく可能性があります。
- 90 ○ お返しいただく額が多い場合、お返しに足りたこととなります。そのため、今回のお支払いでお返しに足りなかった額は別のお支払いでお返しに足りた額と併せてお返しに足りたこととなります。

厚生労働省
年金支出官
厚生労働省年金事業企画課



【支払額内訳表】(表面の(1)、(2)、(4)の項目の内訳は以下のとおりです。)

※ 表裏【支払額の内訳表】の25種類の数字に対応しています。

支払額	(1) 定期支払額	(2) 過払分の返金額(一時払)	(3) 介護保険料額	(4) 社会保険料額	(5) 国民健康保険料(国)額	(6) 国民健康保険料(都)額	(7) 市場租額	(8) 個人住民税額	(9) 支払調整額	(10) 未払の返金(一時)で調整する額の合計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

○ 今回お支払いする年金の対象月となる期間です。

○ 年金の支払は、お年寄りとご家族によりお支払いできません。(※ 支払調整額調整前の額)のみがある場合は、繰上りになった年金があります。お支払いできる期間は400の年を以降の分になります。

○ 支払年金額は定期支払額の計算の基礎となる年金額です。

○ 過去にさかのぼって年金額が変更された場合、変更後年金額と変更前年金額がそれぞれ記載されます。

○ 支払額は、100定期支払年金額+101一時払金額(101)の合計額に相当するものと算定されます。

なお、101年金額の繰上り調整額を除いて、上記の計算結果と異なる場合があります。

※ 支払調整額に、支払調整(○)と記載がある方はご参考にしてください。

100) や101) の数字は、今回のお支払いで計算、算出した額を示しています。

調整の理由	調整の種別
F01) かつ以上の年金を引付る権利が喪失していることに伴い、さかのぼって還付手続きをしたことにより、前にお支払いしていた年金の過払額、あるいは未払額を今回の支払額で調整しています。	F41) 「年金給付権喪失届」または「生計維持確認届」の「加給年金対象者の欄」に該当する対象者の記載がされていないため、お支払いの一部を一時的に停止しています。この場合は前回の届出まで停止したことに伴い、算定された分の額はまとめてお支払いします。
F03) 支払先の金融機関の変更がありました(銀行から郵便局、または郵便局から銀行)、あるいはお支払いすることになりました。	F02) 今回のお支払いの都に発生した過払額を、今回の支払額で調整して調整しています。この額には、前回の通知でお知らせした額と異なる場合があります。前回の通知でお知らせした額と異なる場合は今回のお支払い前に増額または減額の調整があったためです。
F04) 納保額をお支払いするための過払調整書の支払期間が過ぎました。そのため、あらためてお支払いすることになります。	
F06) 年金の決定内容に訂正がありました。今までにお支払いした額で調整して調整しています。	
F33) 前回の過払調整年金額または過払調整年金額の支払額で調整して調整しています。	
F36) 今までにお支払いしていた年金の過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。	その他
F38) 支払額で差し引いて調整しています。	

お問い合わせは「おんさんダイヤル」へ

0570-05-1165

0570-05-1165

03-6700-1165

受付時間：午前9時～午後7時
 土・日・祭日：午前9時～午後5時
 受付終了後：午後9時～午後10時

※ 年金給付権喪失届、生計維持確認届の提出期限は、お支払いの翌月末日までです。
 ※ 年金給付権喪失届、生計維持確認届の提出期限は、お支払いの翌月末日までです。
 ※ 年金給付権喪失届、生計維持確認届の提出期限は、お支払いの翌月末日までです。

説明に用いる資料

下記の資料を活用して説明します。

<要件短縮 事前受付用>

【国民年金】老齢基礎年金 説明事項のご確認

● 年金の受取りに必要な加入期間

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	加入期間が合わせて10年以上あり、施行日（平成29年8月1日）において受給権が発生します。

● 年金の受取り

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	年金の支払いは、受給権が発生した月の翌月分（平成29年9月分）からの支払いとなります。
<input type="checkbox"/>	年金の初回振込は平成29年10月以降になります。
<input type="checkbox"/>	振替加算の支給の有無、支給額、支給停止について説明を受けました。

● 年金の繰下げ（年金を遅く（増額で）受け取る場合の注意事項）

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	繰下げ請求を【希望する（ 歳 月で）・希望しない】ことを確認するとともに、繰下げにおける注意点の説明を受けました。

● 選択（年金の権利が複数ある方の手続き）

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	受け取る年金の変更は、受給権が発生した月の翌月分（平成29年9月分）からとなります。（平成29年7月31日までに事前受付分に限りません。）

● その他

チェックボックス	説明事項
<input type="checkbox"/>	振替加算が施行日（平成29年8月1日）において加算される場合、平成29年8月1日～10日までに「生計維持関係現況書」の提出が必要になります。
<input type="checkbox"/>	「生計維持関係現況書」の提出がない場合、「生計維持なし」として決定されます。

上記について説明を受けました。 平成 年 月 日

氏名

その他のよくあるご質問

Q 1 年金はいつから受けられるのですか？

A 1 今回の改正は平成29年8月1日から施行されます。施行日時点で年金加入期間が10年以上ある65歳以上の方や年金加入期間が10年以上あり、厚生年金保険の加入期間が1年以上ある60歳（男性62歳）以上65歳未満の方は、施行日に老齢基礎年金や特別支給の老齢厚生年金などの受給権が発生します。また、施行日以後に受給要件に該当した方は該当した日に受給権が発生します。

年金は受給権発生翌月分から受けられます。年金のお支払いは原則偶数月です。

平成29年8月1日に受給権が発生する方への最も早いお支払いは平成29年10月（9月分をお支払い）です。

Q 2 どのくらいの年金が貰えますか？

A 2 老齢基礎年金の年金額は保険料を納めていただいた期間や免除の期間によって決まるため、お一人お一人で年金額が変わります。

また、老齢厚生年金についても個々のお客様の過去の標準報酬額に応じて年金額が変わります。

Q 3 年金の請求手続きは本人が年金事務所へ行かなければならないのですか？

A 3 ご本人が窓口においでになれないときは、委任状により代理人に手続きを委任されることで、お手続きをしていただくことができます。

Q 4 期間短縮年金請求書が届いてからいつぐらいまでに手続きを行えばいいのですか？

A 4 今回の制度改正により新たに老齢基礎年金などの受給権が発生する方がたくさんおられます。期間短縮年金請求書を平成29年2月下旬～平成29年7月上旬まで順次お送りすることで、年金事務所などの窓口の混乱を少しでも緩和したいと考えています。

期間短縮年金請求書をお受取りになられたときは必要な書類などをご準備いただき、できるだけお早目にお手続きをしていただけますようお願いいたします。

Q 5 期間短縮年金請求書が届きませんがどうしたらよいですか？

A 5 送付予定時期が過ぎてもお手元に期間短縮年金請求書が届かない場合は、お手数ですが「ねんきんダイヤル（0570-05-1165）」にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

(参考) カラ期間の確認に用いる様式について

<ポイント>

- ・本手引きの46ページ (No.14-2) の「受給資格期間の短縮に伴う年金請求時の合算対象期間確認シート」を次ページにお示しします。
- ・「合算対象期間 (カラ期間) に関する申立書」の代わりにご活用いただくことが可能ですので、適宜ご利用ください。

受給資格期間の短縮に伴う年金請求時の合算対象期間確認シート

項番	合算対象期間	期間	チェック欄
1	【被用者年金各法の被保険者の配偶者期間（専業主婦等）】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの間で厚生年金・共済年金加入者の配偶者であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
2	【学生】 ・昭和36年4月1日～平成3年3月31日までの大学・短大の学生であった期間 ・昭和61年4月1日～平成3年3月31日までの専修学校等の学生であった期間 (いずれも夜間制・通信制を除き、20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
3	【海外居住】 日本人が海外に居住していた期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
4	【厚生年金・船員保険の脱退手当金】 昭和61年3月までに受給した昭和36年4月1日以降の厚生年金（船員保険）の脱退手当金の支給期間 (20歳未満の期間も含む)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
5	【共済年金の退職一時金】 昭和54年12月までに受給した昭和36年4月1日以降の共済組合員期間 (ただし、原資を残している場合を除く)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
6	【日本国籍を取得した方又は永住の許可がされた外国籍の方】 昭和36年4月1日～昭和56年12月31日までの在日外国人期間（日本国籍取得又は永住許可を受けた者に限る） (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
7	【日本国籍を取得した方又は永住の許可がされた外国籍の方】 昭和36年4月1日から日本国籍取得（永住許可取得）までの在外外国人期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
8	【公的年金の受給権者（国民年金給付以外）】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの間で厚生年金や共済年金などの老齢（退職）、障害、遺族のいずれかの給付を受給していた期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
9	【公的年金の受給資格を有していた方（国民年金給付以外）】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの間で厚生年金や共済年金などの老齢（退職）給付を受けるのに必要な期間を満たしていた期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
10	【国会議員】 昭和36年4月1日～昭和61年3月31日までの国会議員であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
11	【地方議会議員】 昭和37年12月1日～昭和61年3月31日までの地方議会議員であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
12	【上記8～11の配偶者であった期間】 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>
13	【任意未納期間】 国民年金の任意加入期間のうち、保険料が未納であった期間 (20歳以上60歳未満の期間に限る)	(自) 年 月 (至) 年 月	<input type="checkbox"/>

上記のとおり相違ありません

平成 年 月 日 氏名

印

